

ボランティア団体等が実施するこどもの居場所運営事業補助金交付要領

令和8年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、宜野湾市こどもの居場所運営支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条第1号に掲げる事業に関し、必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 交付要綱第2条の目的を達成するために実施する活動は、安全で清潔な居場所において、管理者の監督の下、こどもの貧困対策に資する活動として以下の各号に掲げる事業を1つ以上行うこととする。

- (1) 食事支援：配食サービスの利用や、食育活動等を通じ施設内で調理を行い実施する食事の提供。
- (2) 基本的な生活指導：基本的な挨拶、手洗いの習慣づけ、掃除、身の周りの整理整頓などの生活習慣の定着を目的とした支援や対人関係の指導。
- (3) 基本的な学習支援：宿題支援など、学習習慣の定着を目的とした支援。
- (4) キャリア形成支援：将来の就労・就業に向けたイメージ形成（いわゆる「職業体験」）のほか、地域でのボランティア活動や自然体験活動など、およそ将来の自立に向けてこども達自らが気付きを得られる活動を含む。
- (5) その他こどもの居場所に関する活動
：健全な身体育成を目的としたスポーツ活動や余暇支援など。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、前条各号に掲げた活動のいずれかを月1回以上実施し、かつ半年以上の活動実績を有する団体等で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 宗教活動、政治活動を目的とするもの

(補助の内容)

第4条 補助の内容については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の額 予算の範囲内で、別表1に基づいた額を限度額とする。但し、実施期間が1年に満たない場合は限度額を12で除した額に実施月数を乗じた額を限度額とする。
- (2) 実施期間 交付決定の通知の属する月から翌年の3月31日までとする。

(補助対象経費)

第5条 当該補助事業の対象となる経費は別表2のとおりとする。

(報告)

第6条 補助事業者は、事業開始後3ヶ月ごとに状況報告書(別紙様式)を市長に提出しなければならない。

(秘密保持)

第7条 補助事業者とその関係者は、正当な理由がなく、補助事業の運営により事業の対象者及びその世帯に関する知り得た秘密を、第三者に漏らしてはならない。補助事業が終了した後も同様とする。

(安全管理対策に関すること)

第8条 交付要綱第7条関係様式第1号に定める安全管理対策については、別表3のとおりとする。

(利用者名簿について)

第9条 補助事業者は、事業の対象者について、アレルギーの有無や緊急連絡先の把握のため、名簿(参考様式1)を作成すること。個人情報の取り扱いや名簿の管理については、前条別表3の項目1を参考にしながら、事業の対象者やその保護者等の情報が外部にもれないよう、十分に留意すること。

(同意書について)

第10条 補助事業者は、事業の対象者について、原則として保護者より同意書(参考様式2)を得るよう努めること。ただし、保護者の同意を得ることによりこどもの居場所利用に差支えがあると思慮される場合は、この限りではない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(別表1) 補助金の額

開所頻度	限度額（年額）
月1～3回	200,000 円
週1～2回	600,000 円
週3～4回	750,000 円
週5回以上	900,000 円

(別表2) 補助対象経費

項 目	説 明								
謝金	外部講師等の謝金 ※1人につき1回あたり1万円を限度額とする。 ※講師の講座内容の報告書提出を要す。								
旅費	①外部講師の交通費 ・公共交通機関等で移動→運賃の実費相当額 ・車で移動→距離換算 ※起点は自宅及び自宅の最寄りの停留所から。 ※距離の測定はGoogleMAP（徒歩）を利用し決定。 ※金額は「宜野湾市職員の給与に関する条例」を参照。 <table border="1"> <tr> <th>距離区分（片道）</th><th>1 回</th></tr> <tr> <td>2 km以上 5 km未満</td><td>110 円</td></tr> <tr> <td>5 km以上 10 km未満</td><td>260 円</td></tr> <tr> <td>10 km以上 15 km未満</td><td>410 円</td></tr> </table> ②こどもの体験活動等に係るこどもと支援者の交通費【実費】	距離区分（片道）	1 回	2 km以上 5 km未満	110 円	5 km以上 10 km未満	260 円	10 km以上 15 km未満	410 円
距離区分（片道）	1 回								
2 km以上 5 km未満	110 円								
5 km以上 10 km未満	260 円								
10 km以上 15 km未満	410 円								
燃料費	こどもの体験活動等におけるバス等借用時の燃料費 ※体験活動で使用した分の燃料が分かるような領収書を添付								
消耗品費	コピー用紙、プリンターインク、洗剤、紙コップ、衛生用品等 ※概ね1万円以下の物品に限る。過度な贅沢品とならないよう注意。 ※個別の世帯に対する経済的支援は対象外。								
食糧費	居場所活動における食糧費（食材費、お菓子やパン、飲料等） ※過度な贅沢品とならないように注意する。								
印刷製本費	コピー料金等 ※コピー用紙やプリンターインクは消耗品費								
使用料及び賃借料	施設使用料、物品等借用に係る代金（リース料）等 ※居場所運営でのみ使用した分を実費換算すること								
通信運搬費	インターネット使用料、切手代等 ※居場所運営でのみ使用した分を実費換算すること								
光熱水費	電気料金、ガス料金、水道料金等 ※居場所運営でのみ使用した分を実費換算すること								
保険料	居場所運営に係る保険料 ※こどもやスタッフへ保険をかけることを必須とする。								
雑役務費	保険料等の振込手数料等								
その他	その他、市長が認めるもの								

(別表3) 安全管理対策に関すること

項目	対策例
1. 個人情報の取り扱いに関すること 事業の対象者やその保護者等の情報が外部にもれないよう留意すること。	①名簿については、みだりに複製を作成しない。また、鍵付きのキャビネットに収納する等、管理についても注意する。 ②事業の対象者やその世帯に関する秘密については、正当な理由なく居場所を運営する支援者以外には漏らさないよう注意する。
2. 食中毒やアレルギー等食の安全に関すること	①平成30年6月28日子発0628第4号厚生労働省子ども家庭局長等発通知「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」の内容を参考に、それぞれの居場所における最大限の配慮を行うこと。 ②居場所において調理した食品を事業の対象者に提供することにあたっては、事前に管轄の保健所に相談し、食品衛生に関する指導・助言を受けること。
3. 緊急時の対応	緊急時の対応については、事業の対象者の緊急連絡先を把握し、不測の事態が起きた際に迅速な対応ができるよう、団体内部で体制づくりを行うこと。 また、居場所を実施するにあたっては、スタッフや事業の対象者の活動に関する保険をかけること（必須）。

(別紙)

年 月 日

団体名

状 況 報 告 書 (月分)

実施事業名	ボランティア団体等が実施するこどもの居場所運営事業	
活動状況 (開所日・開 所時間、利用 したこども の人数及び その他の者 の人数、スタ ッフの人数、 活動内容)		
項 目	金 額(円)	内 訳
補助対象経費		
小 計		
補助対象外経費		
小 計		
合 計		

※当様式に入らない場合は、別紙で提出してください。また、支出状況がわかる領収書・レシートの原本及び活動状況がわかる写真等資料も提出してください。

(参考様式1) 宜野湾市こどもの居場所 利用者名簿

開催日； 年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分

	なまえ 名 前	がっこうめい 学 校 名	がくねん 学 年	アレルギーは ありますか？	きんきゅうれんらくき 緊急連絡先
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※名簿の管理にあたっては、十分に注意すること。

こどもの居場所について

宜野湾市では、「こどもの居場所づくりは、こどもの健全な育ちを見守る地域づくり」として、地域にある自治会やボランティア団体等に協力を依頼し、こどもの居場所を運営しております。主な活動は、居場所の提供、学習（宿題）支援、食事の提供、地域のボランティア活動や遊び活動などです。

○利用できる人：おおむね18歳までのこども

○利 用 料：かかりません

○アレルギーの有無や緊急時の連絡先把握、保険の加入のため、保護者の方の同意書を必要とします。

○送り迎えはありません。

・・・・・・・・・・・・・・・・（きりとりせん）・・・・・・・・・・・・・・・・

こどもの居場所（居場所名； ） 参加同意書

参加を希望するこどもの居場所へ提出をお願いします。

(ふりがな) 氏 名		学校名	
		学年・クラス	年 組
住 所		生年月日	
緊急連絡先 (第1連絡先、 第2連絡先をそれぞれご記入ください。)	【第1連絡先】 氏名； お子さんとの続柄； 電話番号；	【第2連絡先】 氏名； お子さんとの続柄； 電話番号；	
アレルギーの有無や健康面で気をつけてほしいこと	【食品アレルギーについて】※こどもの居場所では、除去食等の対応はできません。ご了承ください。 アレルギー； あり ・ なし（○で囲んでください。） 品目；() 【健康面で気をつけてほしいこと（あれば）】 ()		
保護者の方の署名	私は、＜こどもの居場所に参加するにあたっての注意事項＞（裏面）を了承したうえで、こどもの居場所（居場所名； ）への参加について同意します。 年 月 日 保護者氏名（自署）； (お子さんとの続柄；)		

＜こどもの居場所に参加するにあたっての注意事項＞

1、活動について

- ・各こどもの居場所において、地域のボランティアスタッフ等が活動を支援します。具体的な活動内容については、直接お問い合わせいただくか、宜野湾市役所こども家庭課みらい応援係までお問い合わせください。（電話；098-893-4515 こども支援員まで）

2、病気・けがの場合

- ・同意書に記載された緊急連絡先へご連絡いたしますので、お迎えをお願いいたします。また、急を要する場合は直接病院へ行くこともありますので、ご了承ください。

3、アレルギーについて

- ・同意書でアレルギーの有無の確認欄がありますので、アレルギーがある場合はご記入ください。なお、こどもの居場所では、アレルギー除去食対応等の個別対応はできませんので、ご了承ください。

4、保険について

- ・各こどもの居場所で保険に加入しています。保障内容につきましては、各こどもの居場所にお尋ねください。